事 務 連 絡 平成 28 年 4 月 25 日

各市町村

子ども・子育て支援新制度主管課 御中

神奈川県県民局次世代育成部次世代育成課

法定代理受領に係る施設型給付費等の額の支給認定保護者への 通知について(通知)

本県の子ども・子育て支援施策の推進につきましては、日ごろより格別の御協力 を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、平成 28 年 4 月 14 日内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)、文部科学省初等中等教育局幼児教育課及び厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課から、別添のとおり通知がありました。つきましては、貴市町村所管施設についてご周知ください。

問い合わせ先

保育・待機児童対策グループ 韮山 電話 045-210-4663

事 務 連 絡 平成28年4月14日

#### 各都道府県

子ども・子育て支援新制度担当部局御中

内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当) 文部科学省初等中等教育局幼児教育課 厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

法定代理受領に係る施設型給付費等の額の支給認定保護者への通知について(周知)

平素より子ども・子育て支援施策の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」(平成26年内閣府令第39号) 第14条第1項(第50条において準用する場合を含む。)に規定する法定代理受領に係る施設型給付 費等の額の支給認定保護者への通知について、問合せがあったため、国としての考え方について、 下記のとおり、お知らせします。

各都道府県におかれては、内容について十分に御了知のうえ、各市区町村への周知・助言等をお願いします。

記

## 通知の頻度・時期について

- (1)「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」(平成 26 年内閣府令第 39 号) 第 14 条第 1 項(第 50 条において準用する場合を含む。)に規定する法定代理受領に係る施設型給付費等の額の支給認定保護者への通知(以下「代理受領通知」という。)は、毎月行わなければならないものではなく、1 年分をまとめて通知する取扱いとすることも可能であること。
- (2)代理受領通知は、各施設(事業)・子どもに係る公定価格の額が明らかにならないと行うことができないものであり、年度途中に、市町村による加算の認定・変更や国家公務員給与の改定に伴う公定価格の引上げ等が行われることも踏まえると、1月~3月頃に当該年度分を概算で通知することや、公定価格の額が確定するのを待って次年度に通知する等の対応が考えられること。

# 2. 通知の方法について

(1)代理受領通知は、必ずしも、各支給認定保護者に対して個別に通知文を送付・手交しなければならないものではなく、園だより等を活用して、一括して通知を行うことも可能であること。

(2) 代理受領通知においては、具体の施設型給付費等の額を明示するほか、以下の記載例のような形で通知を行うことも考えられること(必要に応じて、別添様式例も活用いただきたい)。

# 【記載例】

平成〇〇年度、本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各支給認定保護者について、「本園に係る各支給認定子どもの公定価格の額(別紙参照)から、各支給認定保護者に係る利用者負担額を減じた額」となります。具体の額をお知りになりたい場合は、お手数ですが、個別に園までお問い合わせいただければと思います。

(※) 別紙として、3. にしたがって市町村から送付される資料を添付

## 3. 市町村における対応について

市町村においては、円滑に代理受領通知が行われるよう、各施設等に対して、当該施設等に係る各支給認定子ども(年齢別、保育必要量別)の公定価格の額について、適切に情報提供していただく必要があること。

#### 【担 当】

文部科学省 初等中等教育局

幼児教育課

TEL: 03-6734-4111 (代表) 内線 3139

FAX: 03-6734-3736

内閣府 子ども・子育て本部子ども・子育て本部

参事官(子ども・子育て支援担当)付 TEL: 03-5253-2111(代表)内線 38339

FAX: 03-3581-0992

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局

保育課

TEL: 03-5253-1111 (代表) 内線 7928

FAX: 03-3595-2674

(別添様式例)

#### 各支給認定保護者の皆様

〔特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者の名称〕

平成〇〇年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

平成〇〇年度、本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各支給認定保護者について、「本園に係る各支給認定子どもの公定価格の額(別紙参照)から、各支給認定保護者に係る利用者負担額を減じた額」となります。具体の額をお知りになりたい場合は、お手数ですが、個別にお問い合わせいただければと思います。

#### (参考)「法定代理受領」の通知の法的位置付け

- ・ 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づく施設型給付等については、支給 認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要 する費用に充てるため、市町村から本園に対して直接支払いが行われています(この仕組み を「法定代理受領」と呼んでいます)。
- ・「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」(平成 26 年内閣府令 第 39 号) 第 14 条第 1 項(第 50 条において準用する場合を含む。)により、特定教育・保育 施設等は、法定代理受領した施設型給付費等の額について、支給認定保護者に通知しなけれ ばならないこととなっているため、このたび、平成〇〇年度の実績を御報告するものです。 (あくまで、実績を御報告するものであり、これにより、追加の給付や利用者負担の支払い 等が発生するものではありません)

#### 市町村から施設(事業者)への通知例

【別紙】

〔特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者の名称〕

〔市町村名〕

## 平成○○年度の公定価格の額について

貴施設(事業)における平成〇〇年度の公定価格の額は、以下の表に記載のとおりです。これをもとに、各支給認定保護者の方々に、施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知をお願いします。

(※)子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づく「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」(平成26年内閣府令第39号)第14条第1項(第50条において準用する場合を含む。)により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費等の額について、支給認定保護者に通知しなければならないこととなっています。

#### 〈各月ごとの年齢別の公定価格の額〉

※ 下表は、幼稚園に対応したもの。認定こども園・地域型保育事業の場合には、乳児及び 1・2歳児の欄が必要となるとともに、保育認定子どもについては、保育標準時間認定・ 保育短時間認定別の額を示す必要がある。

	3歳児	4歳以上児
4月	円	円
5月	円	円
6月	円	円
7月	円	円
8月	円	円
9月	円	円
10月	円	円
11 月	円	円
12月	円	円
1月	円	円
2月	円	円
3月	円	円

(注)上記は、月を通じて在籍した子どもに係る公定価格の額であり、月の途中に入退所した子どもについては、在籍日数に応じた日割り計算を行うことにより、公定価格の額を算出する必要がある。